

内閣総理大臣 菅 義偉 様
経済産業大臣 梶山弘志 様
農林水産大臣 野上浩太郎 様
復興大臣 平沢勝栄 様
内閣官房長官 加藤勝信 様
環境大臣 小泉進次郎 様
外務大臣 茂木敏充 様

「トリチウム汚染水の海洋放出」を断念して下さい！ これ以外に「風評被害を最小限にする努力」などありません！ 東電の言いなりにならず、長期貯蔵で減衰を待つ方針へ転換して下さい！

若狭連帯行動ネットワーク

連絡先: 〒591-8005 堺市北区新堀町2丁126-6-105 若狭ネット資料室 室長 長沢啓行(大阪府立大学名誉教授)
ngsw@oboe.ocn.ne.jp TEL/FAX 072-269-4561 <http://wakasa-net.sakura.ne.jp/www>

福島第一原発のトリチウム汚染水120万 m^3 (2021年4月1日現在、多核種除去設備 ALPS で最終処理された汚染水で、トリチウム860兆ベクレルの他にストロンチウム等を多量に含む)について、政府は来週13日にも関係閣僚等会議で「海洋放出」の政府方針を決定する予定と報道されています。昨年10月下旬にも同様の動きがありましたが、福島県漁連や福島県内市町村議会等からの強い反対にあって断念しています。この半年の間に、コロナ禍が一層深刻化した以外、この問題で一体どのような進展があったのでしょうか。

菅総理は4月7日に漁業者と面談しましたが、岸宏全漁連会長は「(海洋放出に)反対です。それは変わらない。いささかも変わるものではない」と断固反対の強い意志を改めて示し、野崎哲福島県漁連会長も「どのようなことがあっても、地元を中心とした漁業の継続が福島県の漁業者の統一した意志なので、それを明確にしたい」と強調しています。昨年の御意見を伺う会でも、全く同じ主張が鮮明に述べられ、政府サイドから「風評対策として要望することは？」と問われて「海洋放出しないことに尽きる」と返されたことをよもやお忘れではないでしょう。にもかかわらず、菅総理は記者会見で、「近日中に判断したいと思う。福島県の皆さんには、そういう(海洋放出には断固反対)の意見が多いことは認識している。いずれにしても、風評被害は最小限にする努力は絶対に必要だと思ふ。」と何食わぬ顔で答弁しています。折しも、福島県漁連では、4月1日から本格操業に向けた移行期間に入ったばかりであり、海洋放出決定は10年がかりの「血のにじむ艱難辛苦」の努力を水泡に帰すこととなります。その上でなお、一体どのような「風評被害対策」があるのでしょうか。

「トリチウム汚染水の海洋放出」の方針決定を絶対に強行しないで下さい。

海洋放出の方針決定には、「関係者の理解」など得られません。政府と東京電力が作成した「サブドレン・地下水ドレンの運用方針」(2015年9月)では、「トリチウムが1,500Bq/Lを超える場合は、希釈せずタンク等に貯蔵する」と明記されており、「ALPS 処理水は関係者の理解なしには排水しない」と福島県民とりわけ県漁連と約束しています。現に、地下水ドレン約6.5万 m^3 が、1,500Bq/Lを超えてタービン建屋等へ移送され、ALPS 処理水としてタンクに貯蔵されています。トリチウム汚染水120万 m^3 のうちの5%強が「希釈せず、排水せず、貯蔵する」と約束した汚染水です。これを希釈・放出することは、自ら作成し厳守すると約束した運用方針に明確に違反します。福島県民や県漁連への裏切り行為です。

「2022年夏にタンクが満杯になる」という東京電力の主張は嘘でした。汚染水発生量は昨年から低下して

おり、燃料デブリの崩壊熱も下がって空冷管理できる状態にあり、抜本的に削減できます。福島第一原発敷地内北側半分は空いており、南側を含めてタンク増設を検討できることも東京電力は認めています。東京電力のいう「満杯時期」は延び続けていますし、高濃度トリチウム水の固化埋設による空きタンク利用など陸地保管の方法はいくらでもあります。有識者会議で検討されていないだけです。「満杯」になるとの東京電力の虚言をテコに、政府が海洋放出方針の決定を急ぐことは許されません。折しも、東京電力の核物質防護能力のなさや工事管理能力のなさが暴かれており、廃炉・汚染水対策についても事故を起こした当事者としての責任感や技術的能力が東京電力にあるとは認められません。菅政権が、このような東京電力の言うがままに廃炉・汚染水対策を進めるのは、福島県や国民の多数の意思を裏切り、踏みにじることになります。

海洋放出の方針決定には、「国際的な理解」も得られません。日本も締約国であるロンドン条約/議定書では「廃棄物その他の物を船舶、航空機又はプラットフォームその他の人工海洋構築物から海洋へ故意に処分すること」を禁じています。「放射性廃棄物その他の放射性物質」は禁止リスト(ブラックリスト)に入れられ、「その形態及び状態のいかんを問わない」とされ、海水で希釈してもその投棄は禁止されています。ロンドン条約事務局である国際海事機構 IMO の解釈では、締約国の裁量で「その他の人工海洋構築物」にパイプラインや放流口を含めることができるとされています。また、ロンドン議定書では「締約国は、内水である海域における廃棄物その他の物の故意の処分であって、仮に当該廃棄物その他の物を海洋において処分したとするならば投棄となり得るものを管理するため、自国の裁量により、この議定書の規定を適用するか、又はその他の効果的な許可及び規制のための措置をとる。」と明記されています。ここに、「内水」とは、福島第一原発の場合、港湾内と海岸の低潮線より陸側であり、そこに設置される放流口(パイプラインも含まれる)からの放出がこの「内水での処分」に当たります。「投棄による海洋汚染を防止するために実行可能なあらゆる措置をとることを誓約」した締約国として、率先して、このような「故意の海洋処分」を禁止する措置をとるべきです。

「東京オリンピック」は、「(福島事故の状況は)アンダーコントロール」と世界に宣言して獲得されたものであり、海洋放出の方針決定で、「コントロールされているはずの汚染水が海洋放出される」ことになれば、菅政権は国際的信用を失い、国民の不信感も一挙に高まることでしょう。他の道を選択するのが賢明だと言えます。

それでも方針決定を強行するとすれば、「安倍-菅政権による廃炉・汚染水対策の破綻を象徴する1,000基もの汚染水タンク群を解体し、政策破綻を隠蔽してしまいたいからだ」ということを内外に示すことになるでしょう。それは日本学術会議から推薦された6人の任命を拒否し、辺野古新基地の泥沼工事を強行し、核のゴミ最終処分場調査を札束攻勢でゴリ押しする菅政権の姿勢を改めて示すものであり、これらは「安倍前政権の前例」をしのぐ暴挙として国内外からの批判を受けることは避けられないでしょう。

繰り返します。「トリチウム汚染水の海洋放出」の方針を絶対に決定しないで下さい。

以上